

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

最低賃金引上げ支援

業務改善 助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成28年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を**60円以上**上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輦など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

③活用事例の公表に同意していること。

支給額

常時使用する労働者の数が31以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限が設けられています。

- 最も低い賃金額を**60円以上**上げた場合、**上限額は100万円**となります。

※平成27年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

和歌山県最低賃金総合相談支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階
<http://www.sr-wakayama.jp/>

0120-731-715（電話相談センター）

お問い合わせ・申請先

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎

073-488-1170

<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>